

# 繊維産業における責任ある企業行動実施宣言

当組合は、令和3年1月5日の「我が組合はハラスメントを許しません！」宣言に加え、このたび日本繊維産業連盟が作成した「繊維産業における企業行動ガイドライン」の趣旨を理解し、同ガイドラインに沿って、当社製品の製造に関与する、外国人技能実習生を含む当社の全ての労働者の人権を尊重すべく、以下の行動を実施することを宣言します。

## 1 コミットメント及びステークホルダー・エンゲージメント

企業には、人権を尊重する責任があることを踏まえ、人権尊重に関する経営トップによる方針（コミットメント）を策定し、公に宣言し、経営システムに組み込みます。

また、コミットメントに基づき、当社従業員とのエンゲージメントを進めることで、人権を尊重する責任を果たす社内基盤を作っていきます。

## 2 チェックリストによる人権リスクのチェック

同ガイドラインの別冊「チェック項目例とリスク発見時の対処法の例について」を活用して、当社における人権リスクをチェックしていきます。

## 3 リスクの防止、軽減にむけた行動

人権リスクをチェックした結果、対応すべき課題があった場合は、人権リスクの深刻度に応じた優先順位をつけ、優先順の高いものからその防止、軽減に向け必要な行動をします。

## 4 PDCA

人権リスクの防止、軽減に向けた行動については、その効果が有効に存続しているかを継続してモニタリングします。モニタリングの結果、新たな人権リスクが見つかった場合には、その防止、軽減に向け必要な対応を行います。

## 5 情報公開

当組合における人権の尊重の取り組みについては、以下の当社ウェブページにて公表します。

当組合ウェブページ

<https://www.senshokukumiai.com>

令和5年10月

愛媛県繊維染色工業組合 理事長 山本 敏明